

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 第一章 | 総則（第一条―第八条）                     |
| 第二章 | 基準法人税額に対する地方税法                  |
| 第一節 | 課税標準（第九条）                       |
| 第二節 | 税額の計算（第十条―第十五条）                 |
| 第三節 | 申告、納付及び還付等                      |
| 第一款 | 中間申告（第十六条―第十八条）                 |
| 第二款 | 確定申告（第十九条・第十九条の二）               |
| 第三款 | 電子情報処理組織による申告の特例（第十九条の三・第十九条の四） |
| 第四款 | 納付（第二十条・第二十一条）                  |
| 第五款 | 還付（第二十二条―第二十三条）                 |
| 第六款 | 更正の請求の特例（第二十四条）                 |
| 第三章 | 特定基準法人税額に対する地方税法                |
| 第一節 | 課税標準（第二十四条の二）                   |
| 第二節 | 税額の計算（第二十四条の三）                  |
| 第三節 | 申告及び納付等（第二十四条の四―第二十四条の八）        |
| 第四章 | 更正及び決定（第二十五条―第二十九条）             |
| 第五章 | 雑則（第三十条―第三十二条）                  |
| 第六章 | 罰則（第三十三条―第三十七条）                 |
| 附則  |                                 |

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 一〇十二   | 省 略                              |
| 十二の二   | 対象会計年度 法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。 |
| 十三〇二十二 | 省 略                              |

目次

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第一章   | 総則（第一条―第八条）                     |
| 第二章   | 課税標準（第九条）                       |
| 第三章   | 税額の計算（第十条―第十五条）                 |
| 第四章   | 申告、納付及び還付等                      |
| 第一節   | 中間申告（第十六条―第十八条）                 |
| 第二節   | 確定申告（第十九条・第十九条の二）               |
| 第二節の二 | 電子情報処理組織による申告の特例（第十九条の三・第十九条の四） |
| 第三節   | 納付（第二十条・第二十一条）                  |
| 第四節   | 還付（第二十二条―第二十三条）                 |
| 第五節   | 更正の請求の特例その他（第二十四条―第二十九条）        |
| 第五章   | 雑則（第三十条―第三十二条）                  |
| 第六章   | 罰則（第三十三条―第三十七条）                 |
| 附則    |                                 |

（定義）

第二条 同 上

|        |     |
|--------|-----|
| 一〇十二   | 同 上 |
| 十三〇二十二 | 同 上 |

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人与みなして、この法律(第十九条の三、第二十四条の五及び第六章を除く。)の規定を適用する。

2・3 省略

(課税の対象)

第五条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、基準法人税額に対する地方法人税を課する。

2 法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、この法律により、特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。

(基準法人税額等)

第六条 省略

2 この法律において「特定基準法人税額」とは、法人税法第二条第三十号の二に規定する国際最低課税額確定申告書を提出すべき内国法人の法人税の課税標準である各対象会計年度の同法第八十二条の四第一項に規定する課税標準国際最低課税額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

(課税事業年度等)

第七条 省略

2 この法律において「課税対象会計年度」とは、内国法人の各対象会計年度をいう。

(納税地)

第八条 省略

2 省略

第二章 基準法人税額に対する地方法人税

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人与みなして、この法律(第十九条の三及び第六章を除く。)の規定を適用する。

2・3 同上

(課税の対象)

第五条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、地方法人税を課する。

(基準法人税額)

第六条 同上

(課税事業年度)

第七条 同上

(納税地)

第八条 同上

2 同上

## 第一節 課税標準

第九条 基準法人税額に対する地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 省 略

## 第二節 税額の計算

### (税率)

第十条 基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の十・三の税率を乗じて計算した金額とする。

2 省 略

### (特定同族会社の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額)

第十一条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額（以下この節において「所得地方法人税額」という。）は、前条及び次条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により計算した所得地方法人税額に、同法第六十七条第一項に規定する合計額に百分の十・三を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

### (外国税額の控除)

第十二条 省 略

2 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額（第六条第一項第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十

## 第二章 課税標準

第九条 地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 同 上

## 第三章 税額の計算

### (税率)

第十条 地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の十・三の税率を乗じて計算した金額とする。

2 同 上

### (特定同族会社の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額)

第十一条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額（以下この章において「所得地方法人税額」という。）は、前条及び次条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により計算した所得地方法人税額に、同法第六十七条第一項に規定する合計額に百分の十・三を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

### (外国税額の控除)

第十二条 同 上

2 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額（第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四

四条から第四百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同法第四百四十四条の二第二項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

3  
5 20 省 略

#### （分配時調整外国税相当額の控除）

**第十二条の二** 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第六条第一項第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

**2** 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四百四十四条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第六条第一項第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四条から第四百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

3  
5 省 略

#### （仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）

**第十三条** 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度

ら第四百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

3  
5 20 同 上

#### （分配時調整外国税相当額の控除）

**第十二条の二** 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

**2** 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四百四十四条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四条から第四百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

3  
5 同 上

#### （仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）

**第十三条** 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度

（当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した課税事業年度（以下この条において「被合併法人課税事業年度」という。）を含む。）の第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。）は、当該各課税事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する課税事業年度に限る。）の所得地方法法人税額から控除する。

## 第十五条 省 略

### 第三節 申告、納付及び還付等

#### 第一款 中間申告

##### （中間申告）

## 第十六条 省 略

## 25 省 略

6 法人税法第八十八条（同法第四百五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき法人は、当該申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第一項第三号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

（当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した課税事業年度（以下この条において「被合併法人課税事業年度」という。）を含む。）の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。）は、当該各課税事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する課税事業年度に限る。）の所得地方法法人税額から控除する。

## 第十五条 同 上

### 第四章 申告、納付及び還付等

#### 第一節 中間申告

##### （中間申告）

## 第十六条 同 上

## 25 同 上

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第三号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二・三 省略

（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）

**第十七条** 前条第一項に規定する法人又は通算法人で、法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出するもの（還付請求法人を含む。第十八条において「仮決算中間申告法人」という。）は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第一項第一号又は第二号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節（第十一条及び第十三条を除く。）の規定を適用して計算した地方法人税の額

三 省略

2ゝ5 省略

（地方法人税中間申告書の提出がない場合の特例）

**第十八条** 省略

## 第二款 確定申告

（確定申告）

**第十九条** 法人（第六条第一項第一号又は第二号に掲げる法人に限る。）は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額（第六条第一項第一号又は第二号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した地方法人税の額

三ゝ六 省略

二・三 同上

（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）

**第十七条** 同上

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第一号又は第二号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定を適用して計算した地方法人税の額

三 同上

2ゝ5 同上

（地方法人税中間申告書の提出がない場合の特例）

**第十八条** 同上

## 第二節 確定申告

（確定申告）

**第十九条** 法人（第六条第一号又は第二号に掲げる法人に限る。）は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額（第六条第一号又は第二号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前章の規定を適用して計算した地方法人税の額

三ゝ六 同上

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。）に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

3・4 省略

5 法人（第六条第一項第三号に掲げる法人に限る。）は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額（第六条第一項第三号に定める基準法人税額に係るものに限る。）  
二 四 省略

（通算法人の災害等による地方法人税確定申告書の提出期限の延長）  
第十九条の二 省略

第三款 電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第十九条の三 特定法人である内国法人は、第十六条（第六項を除く。）、第十七条若しくは第十九条（第五項を除く。）又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、地方法人税中間申告書若しくは地方法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税事業年度の第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税の申告については、第十六条（第六項を除く。）、第十七条及び第十九条（第五項

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

3・4 同上

5 法人（第六条第三号に掲げる法人に限る。）は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額（第六条第三号に定める基準法人税額に係るものに限る。）  
二 四 同上

（通算法人の災害等による地方法人税確定申告書の提出期限の延長）  
第十九条の二 同上

第二節の二 電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第十九条の三 特定法人である内国法人は、第十六条（第六項を除く。）、第十七条若しくは第十九条（第五項を除く。）又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、地方法人税中間申告書若しくは地方法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税の申告については、第十六条（第六項を除く。）、第十七条及び第十九条（第五項を除く

を除く。）並びに同法第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

## 25 省略

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

## 第十九条の四 省略

### 第四款 納付

（確定申告による納付）

## 第二十一条 省略

## 2 省略

### 第五款 還付

（外国税額の還付）

## 第二十二条 省略

## 2 省略

3 第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人

。）並びに同法第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

## 25 同上

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

## 第十九条の四 同上

### 第三節 納付

（確定申告による納付）

## 第二十一条 同上

## 2 同上

### 第四節 還付

（外国税額の還付）

## 第二十二条 同上

## 2 同上

3 第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未

税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

#### 4 省略

### (中間納付額の還付)

#### 第二十二條の二 省略

#### 2・3 省略

4 第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の第六條第一項第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

#### 5・6 省略

### (欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)

#### 第二十三條 税務署長は、法人税法第八十條第九項の還付請求書を提出した内国法人又は同法第四十四條の十三第三十二項の還付請求書を提出した外国法人に対して同法第八十條第十項(同法第四十四條の十三第三十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により同法第八十條第一項に規定する還付所得事業年度、同法第四百四

四條の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六條第一項第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額(附帯税の額を除くものとし、第十二條第一項、第二項若しくは第八項又は第十三條の規定により控除された金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、第十二條第九項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。)でその還付の時ににおいて確定しているもの(既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。)があるとき

納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

#### 4 同上

### (中間納付額の還付)

#### 第二十二條の二 同上

#### 2・3 同上

4 第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の第六條第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

#### 5・6 同上

### (欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)

#### 第二十三條 税務署長は、法人税法第八十條第九項の還付請求書を提出した内国法人又は同法第四十四條の十三第三十二項の還付請求書を提出した外国法人に対して同法第八十條第十項(同法第四十四條の十三第三十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により同法第八十條第一項に規定する還付所得事業年度、同法第四百四

四條の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六條第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額(附帯税の額を除くものとし、第十二條第一項、第二項若しくは第八項又は第十三條の規定により控除された金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、第十二條第九項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。)でその還付の時ににおいて確定しているもの(既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。)があるときは、当

は、当該内国法人又は外国法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第十項の規定による還付金の額に百分の十・三を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度については、地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

## 2 省略

### 第六款 更正の請求の特例

#### 第二十四条 法人税法第八十一条の規定は、法人が次に掲げる金額につき

修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第十九条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となり、又は同項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

#### 一・二 省略

### 第三章 特定基準法人税額に対する地方法人税

#### 第一節 課税標準

#### 第二十四条の二 特定基準法人税額に対する地方法人税の課税標準は、各

課税対象会計年度の課税標準特定法人税額とする。

#### 2 各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額とする。

該内国法人又は外国法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第十項の規定による還付金の額に百分の十・三を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度については、地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

## 2 同上

### 第五節 更正の請求の特例その他

#### （更正の請求の特例）

#### 第二十四条 法人税法第八十二条の規定は、法人が次に掲げる金額につき

修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第十九条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となり、又は同項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

#### 一・二 同上

## 第二節 税額の計算

第二十四条の三 特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額に九百七分の九十三の税率を乗じて計算した金額とする。

## 第三節 申告及び納付等

### （特定基準法人税額に係る確定申告）

第二十四条の四 特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次項において同じ。）に属する内国法人（第六条第二項に規定する内国法人に限る。）は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準特定法人税額  
二 前号に掲げる課税標準特定法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が、当該課税対象会計年度について前項の規定による申告書を最初に提出すべき場合（当該課税対象会計年度開始の日前に開始した課税対象会計年度において当該内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等であった他の内国法人が同法第五十条の三第六項の規定の適用を受けていなかった場合に限り。）には、当該内国法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

### （電子情報処理組織による申告）

第二十四条の五 特定法人である内国法人は、前条又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、前条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは当該申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）によ

り行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2| 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該課税対象会計年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額その他のこれらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3| 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項

が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4| 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及

び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第二十四条の六 前条第一項の内国法人が、法人税法第八十二条の八第一項の承認を受けている場合には、当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

（特定基準法人税額に係る確定申告による納付）

第二十四条の七 第二十四条の四第一項の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

（更正の請求の特例）

第二十四条の八 法人税法第八十二条の十の規定は、内国法人が同法第二十三条十一号の二に規定する国際最低課税額確定申告書に記載すべき同法第八十二条の六第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各課税対象会計年度で決定を受けた課税対象会計年度に係る第二十四条の四第一項第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるときについて準用する。

## 第四章 更正及び決定

### （更正に関する特例）

**第二十五条** 内国法人の提出した地方法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額（第六条第一号に定める基準法人税額に係るものに限る。）を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該課税事業年度の当該基準法人税額に対する地方法人税につき、当該事実を仮装して経理した内国法人が当該課税事業年度後の各課税事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした課税事業年度の地方法人税確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

2 省 略

### （更正等の期間制限の特例等）

**第二十六条** 省 略

2 5 省 略

**6** 地方法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度又は課税対象会計年度が同一である法人税（当該地方法人税に係るものに限る。）についてされた更正決定等があるときは、国税通則法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第一百五条第一項第二号の規定の適用については、当該法人税についてされた更正決定等は、当該地方法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合における当該法人税と納税義務者及び課税事業年度又は課税対象会計年度が同一である地方法人税（当該法人税に係るものに限る。）についてされた更正決定等についても、同様とする。

### （青色申告書等に係る更正）

**第二十七条** 省 略

2 4 省 略

### （更正に関する特例）

**第二十五条** 内国法人の提出した地方法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額（第六条第一号に定める基準法人税額に係るものに限る。）を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該課税事業年度の当該基準法人税額に対する地方法人税につき、当該事実を仮装して経理した内国法人が当該課税事業年度後の各課税事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした課税事業年度の地方法人税確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

2 同 上

### （更正等の期間制限の特例等）

**第二十六条** 同 上

2 5 同 上

**6** 地方法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である法人税（当該地方法人税に係るものに限る。）についてされた更正決定等があるときは、国税通則法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第一百五条第一項第二号の規定の適用については、当該法人税についてされた更正決定等は、当該地方法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合における当該法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である地方法人税（当該法人税に係るものに限る。）についてされた更正決定等についても、同様とする。

### （青色申告）

**第二十七条** 同 上

2 4 同 上

5 法人税法第三百三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る地方法人税又は内国法人の特定基準法人税額に対する地方法人税について準用する。

(更正等による外国税額の還付)

第二十七条の二 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 省 略

(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第二十八条 省 略

2・4 省 略

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の第六条第一項第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6・7 省 略

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例)

第二十九条

内国法人の提出した地方法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額(第六条第一項第一号に定める基準法人税額(以下第五項までにおいて「所得基準法人税額」という。))に係るものに限る。)を超え、かつ、その超える額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該課税事業年度の

5 法人税法第三百三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る地方法人税について準用する。

(更正等による外国税額の還付)

第二十七条の二 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 同 上

(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第二十八条 同 上

2・4 同 上

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の第六条第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6・7 同 上

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例)

第二十九条

内国法人の提出した地方法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額(第六条第一号に定める基準法人税額(以下第五項までにおいて「所得基準法人税額」という。))に係るものに限る。)を超え、かつ、その超える額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該課税事業年度の所得基

所得基準法人税額に対する地方法人税につき更正をしたとき（当該内国法人につき当該課税事業年度終了の日から当該更正の日の前日までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該事実が生じたときを除く。）は、当該課税事業年度の地方法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（以下この条において「仮装経理地方法人税額」という。）は、次項、第三項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。

## 2 9 省 略

### （連帯納付の責任）

**第三十一条** 法人税法第百五十二条第一項及び第二項の規定は、通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人につきその通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立した各課税事業年度の第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税について準用する。

## 2 省 略

## 第六章 罰則

**第三十三条** 偽りその他不正の行為により、第十九条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）、第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額若しくは第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れ、又は第二十三条第一項の規定による地方法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第三十六条までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三十七条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

準法人税額に対する地方法人税につき更正をしたとき（当該内国法人につき当該課税事業年度終了の日から当該更正の日の前日までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該事実が生じたときを除く。）は、当該課税事業年度の地方法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（以下この条において「仮装経理地方法人税額」という。）は、次項、第三項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。

## 2 9 同 上

### （連帯納付の責任）

**第三十一条** 法人税法第百五十二条第一項及び第二項の規定は、通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人につきその通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立した各課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税について準用する。

## 2 同 上

## 第六章 罰則

**第三十三条** 偽りその他不正の行為により、第十九条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）若しくは第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れ、又は第二十三条第一項の規定による地方法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第三十六条までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三十七条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

- 3 第一項に規定するもののほか、第十九条第一項若しくは第五項又は第二十四条の四第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十九条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）、第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 省 略

**第三十四条** 正当な理由がなくて第十九条第一項若しくは第五項又は第二十四条の四第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 同 上

- 3 第一項に規定するもののほか、第十九条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）又は第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 同 上

**第三十四条** 正当な理由がなくて第十九条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。